

平成29年度 入札監視委員会議事概要

海上自衛隊大湊地方隊

開催日及び場所	平成29年6月29日(木) 北海道防衛局 4F第1・2会議室	
委員	阿座上委員長(地域経済研究所 理事長) 神谷委員(札幌医科大学 客員教授) 菊地委員(北海商科大学 名誉教授) 木下委員(公認会計士) 津田委員(弁護士)	
審議対象期間	平成28年4月1日 ~ 平成29年3月31日	
審議対象件数	973件	
1 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)		
抽出件数	総件数10件	(審議概要) ・海上自衛隊担当者から、契約状況の説明 ・対象件数より抽出した10件の概要について 担当者が説明後、委員による審議
一般競争	4件	
指名競争	0件	
随意契約	6件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等 (海上自衛隊大湊地方隊)	意見・質問	回答
	<p>【抽出案件：函館基地隊】</p> <p>[売買：電気冷蔵庫，1001～1500L 外]</p> <p>・予定価格はどのように算定しているのか。</p> <p>・入札参加業者以外からも参考見積を徴取したのか。</p> <p>・過去の同種の入札状況から、平成26年度までは複数の業者が入札に参加しているが、それ以降は2者で入札を行っているようである。調達内容はそれぞれ異なっていると思われるが、ホシザキ北海道(株)の落札が多い理由はなにか。</p> <p>・平成26年度以前についても同様な傾向があるのか。</p>	<p>・入札参加業者から参考見積を徴取して、過去の値引き率等を考慮して算定している。</p> <p>・徴取していない。</p> <p>・冷凍庫、製氷機等の大型厨房機器については、ホシザキ北海道(株)の得意分野と思われ、調達内容に大型厨房機器が含まれる場合は、ホシザキ北海道(株)が入札に強い傾向がある。</p> <p>・大型厨房機器については高額でありながら値引き率が大きく、その他の機器が少額である場合はホシザキ北海道(株)が入札に強くなる傾向にある。</p>

	<p>・ホシザキ(株)北海道が落札している傾向が続いていることに対してどのように考えているのか。</p> <p>・入札参加業者から見積を徴収し、予定価格を算定することは価格のヒントを与えている様なものであるが問題はないのか。</p> <p>[売買：一体型巡回カメラ 外2件]</p> <p>・落札金額に大きな差がついた理由はなにか。</p> <p>・調査調書の当該価格により入札した理由において、取扱業者が比較的履行場所に近いとあるが、会社所在地は弟子屈町ではないのか。</p> <p>・調査調書の価格低減の理由は、入札参加業者が皆近傍の業者であるため、履行場所が近いことが価格低減要素とはならない。むしろ落札金額に大きな差がついた理由である調達力の差を調査調書の理由とするべきではないのか。</p> <p>・調査調書の内容については、修正されてもいいくらいのものであり、調査したことにはならない。</p> <p>・予定価格はどのように算定しているのか。</p>	<p>・大型厨房機器とその他の機器を分けて調達することを検討している。</p> <p>・大型厨房機器については、撤去据付け等の役務部分が含まれること、ホシザキ北海道(株)の製品はオープン価格であり、見積を参考としないで予定価格を算定することが困難であると考え。</p> <p>・マツダ電気通信(株)は当該監視カメラの取扱件数が多いため、安く納品が可能であることや、監視カメラ自体が特殊な仕様であるため、ほかの入札参加業者では取扱経験が少ないことが原因ではないかと考える。</p> <p>・本社所在地は弟子屈町であるが、設置作業は札幌支社が行っており、比較的近いと考える。</p> <p>・はい</p> <p>・はい</p> <p>・余市・岩内の業者から参考見積を徴収し、算定を行っている。</p>
--	---	--

	<p>[売買：炊飯器，電気，1.8L外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格はどのように算定しているのか。 ・ レス率とはなにか。 ・ 予定価格算定内訳書を使って電気炊飯器，1.8Lの計算方法を説明されたい。 ・ 査定内容が2種類あるのはなぜか。 ・ 仕様内容はどちらでもよいということか。 ・ 最終的に2種類の価格を比較して、安いほうを予定価格として積上げているということか。 ・ 随意契約としているが、一般競争と同じステップを踏んでいるように見えるが、その違いは何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積合せで指名した業者から参考見積りを徴取した価格とカタログ価格を過去の実績から導いたレス率をかけた価格を比較して安価であるほうを採用した。 ・ 値引き率のことである。 ・ 見積単価の欄は、徴取した参考見積単価を記載し、これまで調達実績から10%程度の値引きが可能であるため、10%レスとしている。 カatalog価格の欄は、Catalog価格を記載しており、これまでの調達実績から20%程度の値引きが可能であるため、20%レスとしている。 その後、見積を値引きした価格とCatalog価格を値引きした価格を比較して、安価であるCatalog査定価格を採用している。 ・ 仕様内容で2種類の規格又は同等品と指定されているため、査定内容が2種類ある。 ・ そうである。 ・ そうである。 ・ 予決令99条の第3項から予定価格が160万円以下の物品購入については、随意契約が可能であるため、少額随意契約としている。また、当隊としては予定価格が80万円以下の場合には見積合せとしており、50万円以上の場合は5者指名するものとしている。
--	---	--

	<p>[売買：トナーカートリッジ 外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この案件についても先ほどと同じような案件と考えてよいか。 ・1者辞退しているがこの理由は何か。 ・見積合せに途中まで参加していたが、方針変換して辞退したという事でよいか。 ・何者か見積合せ参加依頼し、最も安価な会社と契約を行っているが、値引き交渉等を行うことはあるのか。 ・過去の同種の入札状況において実績のある3者を指名しなかった理由はなにか。 ・3者が参加した調達内容が違うものであったということか。 ・予定価格算定内訳で見積価格にレス率を設定していない理由はなにか。 <p>[役務：松前警備所警備システム 定期部品交換修理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セコム(株)以外が参入する余地があるのか。 ・他の会社に呼びかけ等を行っているのか。 ・先の案件とは違ったプロセスの随意契約ということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そうである。 ・見積合せを案内した際、リコー製品についてはあまり得意ではないことから辞退したいとの申出があった。 ・見積合せ通知書を送付した際に、辞退の申出があった。 ・予定価格に達していない場合には、2回目の入札・見積書の提出を依頼している。 ・調達内容が主にリコー製品であるため、要望するトナーの取扱い実績がある業者3者を指名した。 ・主にエプソンの製品であった。 ・過去の実績を考慮するとほとんど値引きをしていないため、レス率を設定していない。 ・警備システムがセコム(株)製のものであるため、ほぼないものと考ええる。 ・公募により公告等を行っているが、直接会社側に案内はしていない。 ・そうである。
--	---	---

	<p>・予定価格の算定についてはセコム(株)からの参考見積をもとに算定しているのか。</p> <p>・セコム(株)以外から参考見積をとることは可能か。</p> <p>[役務：松前警備所白神支所自動門扉システム定期整備]</p> <p>・この案件についても先ほどと同様な案件と考えてよいか。</p> <p>・先の案件に比べ落札率にやや開きがある理由はなにか。</p> <p>[役務：松前警備所無停電電源装置N-P P-634電源部点検・整備]</p> <p>・この案件についても先ほどと同様な案件と考えてよいか。</p> <p>・ほかに整備委託を受けている会社はないのか。</p> <p>・審議対象事案説明資料のその他の項目に原契約価格・変更契約価格・変更その2契約価格とあり、同じ金額があるのはなにか。</p> <p>・修理できないということで減額を行ったことは理解するが、修理できないことに問題はないのか。</p>	<p>・そうである。</p> <p>・警備システムの内容が不明であるため、困難であると考え。</p> <p>・自動門扉システムがオーテック電子(株)製のものであるため、同様な案件である。</p> <p>・セコム(株)は、東京から作業員を派遣するため旅費低減部分が少ないが、オーテック電子(株)は札幌支社から作業員を派出するため、社有車を利用するなど旅費部分の低減を図っているためと考える。</p> <p>・少し構造が違い製造会社は山洋電気(株)であり、(株)大湊精電社は東北・北海道地区の機器整備委託を受けている会社である。</p> <p>・東北・北海道地区にはいない。</p> <p>・原契約は、点検整備分の契約を行い、変更契約については、点検整備で判明した修理部分について追加をしたものである。また、変更その2契約は、変更契約で追加したモジュール修理が、製造会社でも修理不能なため、減額を行ったものである。</p> <p>・無停電電源装置を更新することを検討している。</p>
--	--	--

	<p>[売買：軽油2号（艦船用）（免税）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽油を取扱える業者が北海道エネルギー㈱しかないのか。 ・納入数量は一回で納入するのか。 ・毎月契約を行うのか。 ・免税軽油としているが、艦船は免税になっているのか。 <p>[工事：松前警備所体育館屋根防水補修]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加業者の内、㈱西沢工務店以外、予定価格を超えている理由はなにか。 ・㈱西沢工務店は地元である松前町の業者か。 ・同種の工事ができる会社は松前町にはほかにないのか。 ・予定価格算定内訳書の内容から旅費等を加味していないが、他の契約においては旅費関連の経費を加味している。この違いはなにか。 ・入札状況調書の工事概要に体育館の屋根防水補修とあるが、屋根等の板金工事が含まれるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・艦船用軽油については納入状況が艦船にタンカーを横付けしての納入となるため、その能力を有する会社が北海道エネルギー㈱のみである。 ・4月1日から4月30日までの納入数量である。 ・そうである。 ・免税機械として、税務署に登録を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・㈱石井組、(有)村山工作所は、函館市内の業者であるため、履行場所である松前町までの交通費や宿泊費等の経費がかかるため、割高となっていると考える。 ・そうである。 ・存在する。 ・工事価格の積算は建築工事標準歩掛を適用しており、近傍地の交通費等の経費は、一般管理費、現場管理費等に含まれていると考えている。 ・屋根とコンクリート壁の間に防水金具という金属板を設置する工事が屋根補修に該当すると考えている。
--	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・建築一式という工事名は複合している工事をいい、専門工事と区別するため工事概要の記載方法には注意をお願いしたい。 建築工事一式の資格業者は、専門工事の入札には参加できない仕組みになっているため、入札参加資格の設定においては十分注意を払ってもらいたい。 <p>[工事：余市防備隊北側困障等補修]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加業者4者中、3者が予定価格を超えている理由はなにか。 ・このような予定価格の査定方法では同じ状況が続くことはないのか。 ・落札業者以外が予定価格を超えて応札している状況から談合を疑われないか。 ・参考見積を入札参加業者から徴取し、予定価格を算定することは、広く言えば価格のヒントを与えていることになるため、入札参加業者以外から見積を徴取することはできないか。 ・入札参加業者すべてから参考見積を徴取したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・了解した。 ・工事部材について入札参加業者から参考見積を徴取し、最も安い価格を採用している。また、工事費については建築工事標準歩掛を適用して算出しているため、予定価格は低いものとなる。これらのことから、最も安い参考見積を提出した(株)三栄工業以外が予定価格を下回ることが困難である可能性がある。 ・続く可能性はある。 ・これまでの(株)三栄工業の落札実績から、落札率が低いこともあり談合については疑っていない。 ・入札参加業者以外からの見積徴取は困難であると考える。 ・(株)三栄工業、中山建設(株)の2者から徴取した。
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	